

福祉医療制度の受給者の皆様へ

2018年8月1日から 子ども医療費の給付制度が 変わります



※給付制度が変わるのは、0歳から中学3年生までの方です。
(市町村によっては高校生以上も対象としております。)

(水色)
医療機関・薬局の窓口で**あじさい色**の**受給者証**を提示すると、
窓口での支払いが**一定額(500円、300円、0円)**となります。

※**受給者証は受診時に毎回提示してください。**

<input checked="" type="checkbox"/> 現物		<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	8		
受給者番号			
住所	長野県		
氏名			
生年月日			
自己負担金	入院	1レセプトにつき上限	円
	通院	1レセプトにつき上限	円
	保険調剤	1レセプトにつき上限	円
	訪問看護	1レセプトにつき上限	円
	入院時食事療養費	助成あり・助成なし・2分の1助成	
摘要	<small>※整骨・接骨・鍼灸院は現物給付の対象ではありません。 ※福祉医療費給付対象が限定される受給者については「入院以外の医療費助成」、「入院の医療費助成」又は「自立支援医療（精神通院）の医療費助成」等と記載</small>		
有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
	〇〇市町村長	印	
交付年月日	年 月 日		

福祉医療制度の持続的な運営に必要なため、こちらに記載された一定額を受給者の方にもご負担いただいております。皆様のご理解をお願いいたします。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

- 国や県の他の医療費制度の受給者証をお持ちの方は、福祉医療費受給者証と一緒に提示してください。
- 学校や保育園等でのケガ・病気については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる場合がありますので、学校等にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市町村の福祉医療担当窓口までお問い合わせください。
長野県 健康福祉部 健康福祉政策課